

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成26年9月8日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

出席委員44名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代
7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博	9番 角居 登
10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝	13番 村上 義博
14番 網田 稔	15番 村中 英次	16番 南 順二
17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳
20番 田中 求	21番 山口 謙藏	22番 松村造酒夫
23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢	26番 渡辺 智明
27番 高群 藤雄	28番 園田 操	29番 村上 智弘
31番 村上 正春	32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆
34番 一木 文雄	35番 後藤 和則	36番 北口 和皇
37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸	40番 西川 秀文
41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄	44番 志柿 茂喜
45番 内田 康喜	46番 前田 道弘	47番 藤本 照義
48番 田上 義則	49番 清田 政敏	

欠席委員 5名

12番 杉本 清和	25番 牛嶋 弘	30番 澤田 公俊
39番 榊永 築	50番 上田 芳裕	

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になっておりますので、ただいまから平成26年度第6回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中44名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会 長 まずもって北口先生、おめでとうございます。

36番 北口和皇委員

ありがとうございます。

会 長 本日は皆様ご多用の中、第6回農業委員会総会に多くの方が出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農地集積計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更に対する意見などの審議が、主なものとなります。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆さん方のご協力をよろしくお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には16番の南順二委員と17番の角田一誠委員を、書記に事務局の水上賢崇主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、8号議案、9号議案までですかね、9号議案までとなっております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、議案の取り下げなどあるようですので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案の取り下げと訂正についてご説明いたします。

議案別冊をお願いいたします。取り下げです。まず7ページをお願いいたします。第3号議案、事業計画変更承認申請の2件、これがいずれも取り下げとなっております。第3号議案、2件とも取り下げでございます。

次に、10ページをお願いいたします。第5号議案の農地法第5条の許可申請、この4番と5番、先ほどの関連でございます。4番と5番が取り下げとなっております。

続いて15ページをお願いいたします。第5号議案、5条の許可申請最後の30番が取り下げになっております。

取り下げは以上でございます。

次に、訂正箇所についてご説明申し上げます。

別冊の1枚めくっていただいて目次をご覧ください。先ほどの取り下げに伴いまして件数の訂正をお願いいたします。第3号議案の2件、これが0でございます。第3号議案がなくなっております。それから第5号議案、30件を27件に訂正をお願いいたします。合計84件を79件に訂正方をお願いいたします。

それから最後10ページをお願いいたします。第5号議案の第5条の許可申請の1番から3番の関連です。1番から3番までの備考欄、一時転用の期間を記載しております。平成26年10月30日からとなっておりますが、これをいずれも平成26年10月20日からに3ヶ所訂正をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、24件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は兼業農家で、耕作の便宜上、農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後は水稲、麦、大豆を作付されるということです。先日の地区委員会で協議をいたしましたところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

2番から6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番と3番は関連です。農業生産法人設立のため農地の賃貸借権を設定する申請です。先日の地区委員会で営農計画について現地調査、聞き取り調査を行いましたところ、許可後はトルコキキョウを栽培されるということで、計画どおり意欲的に農業に従事されることを確認しております。

4番の譲受人は兼業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請で

す。申請地につきましては許可後は露地野菜を栽培されます。

続きまして、5番の譲受人は専業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請です。申請地につきましては許可後は大豆を栽培されます。

続きまして、6番、譲受人は酪農家で、後継者へ農地を贈与する申請です。申請地につきましては許可後は飼料作物を栽培されます。

以上、先日の地区委員会で協議しましたところ、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より2番から6番まで証言がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

7番から9番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はノリ、水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には露地野菜を栽培される計画です。

8番、9番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を栽培される計画です。

以上3件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、7番から9番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

16番 南順二委員

16番委員、南です。

10番から14番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、耕作の便宜上取得されるもので所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

11番は、同居の後継者への贈与の申請です。申請者は玉名市でミカンをつくられる兼業農家です。申請地にもミカンをつくられる予定です。

12番は、経営拡張のための賃貸借の設定をされるものです。申請者はイチゴをつくられる専業農家で、申請地にもイチゴを作られる予定です。

13番は、同居の後継者への贈与の申請です。申請者はミカンを作られる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上5件、先の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、地元委員より10番から14番までご証言がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 長 続きまして、15番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

15番は、弟への贈与の形で経営拡張のため所有権移転をされる申請です。申請人は農家で主に露地野菜を栽培されており、許可後も申請地に露地野菜をつくられる予定です。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、この案件は、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

2番 福原幸一委員

2番、福原です。

16番は、経営移譲のため後継者へ使用貸借権設定する申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

20番 田中求委員

20番委員。

17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、子への贈与のため所有権移転する申請です。譲受人は樹芸作物を作付されており、許可後は樹芸作物をつくられる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、17番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、18番。

31番 村上正春委員

31番委員。

18番から22番について、地区委員会での検討状況を報告します。

18番は、北区植木町の法人が、一般法人として農業に参入する解除条件付の賃借権の設定です。申請人は先日の地区委員会に出席いただき、聞き取り調査を行いました。申請人は農産物の通信販売を行う事業を営まれ、今回取得される予定地の農地で生産するミカンは、直接販売を計画されて、営農計画、地域への影響は何ら問題のないことを確認しました。

19番から21番は関連です。西区松尾町の法人が、農業生産法人設立のため農地の賃借権の設定をされる申請です。こちらも先日地区委員会に出席いただき、聞き取り調査を行いました。申請された農地では米とトマト、キュウリの作付けを予定されており、系列の会社が経営する飲食店で使用し、農協、市場への出荷を計画されておられ、営農計画、地域への影響等は何ら問題のないことを確認しました。

22番は、社会福祉法人の申請人が農地を取得される申請です。本来農業法人以外の法人は農地を取得することができませんが、農地法施行令第6条第1項第1号ハで、社会福祉法人が運営する社会福祉運営のために取得することは、不許可の例外として認められております。今回申請人が申請地の隣接地に新設される介護施設のための、農作業によるリハビリを目的として利用するために取得されるものです。申請人は、先日の地区委員会の際に現地にて聞き取り調査を行いました。許可後は露地野菜の栽培を作付される計画であります。

以上5件について検討した結果、18番は農地法3条第2項2号、4号に該当しますが、農地法第3条第3項の各号の許可の要件を満たしていることを、協議の上、確認しました。19番から21番については、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを確認しました。また、22番については、農地法第3条第2項1号、2号、4号、5号が該当しますが、農地法施行令第6条に基づいて不許可の例外規定に該当するものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、地元委員より18番から22番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、23番。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

23番、24番について地区委員会での協議状況を報告します。

23番は、経営拡張のため所有権移転する申請です。譲受人は仕事の傍らクリとカライモをつくっている兼業農家で、許可後は露地野菜を作付される予定です。

24番も経営拡張のため所有権移転する申請です。譲受人はスイカ、メロンの施設園芸農家で、許可後はスイカを作付される予定です。

以上2件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、23番から24番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）2件でございます。

地元委員の報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。1番から地元委員の報告をお願いいたします。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

1番と2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は耕作目的による買受適格証明願です。願出人は証明の条件を満たす兼業農家で、農地を取得するために申請されるものです。2案件の申請は主に米を作付されております。これらの農地にはともに露地野菜を栽培される計画です。

以上、この2件について地区委員会で慎重に検討した結果、これらの願出人を適格者であると判断しました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より1番、2番についてご報告がございました

が、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であると決定いたします。

なお、願出人が最高買受申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、4号議案、農地法4条の規定に基づく許可申請、7件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、道路への転用申請でございます。農地区分は、上下水道管が埋設する道路の沿道であり、500m以内に教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。申請地の周辺では東側隣接地が宅地化し道路部分が拡幅され、今回、西側隣接地でも宅地造成計画があり、道路部分の拡幅が予定されております。そのため東側と西側の道路拡幅に合わせた機能を確保するために申請地を、道路拡幅部分として転用し熊本市へ寄附されるものです。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。工事完了は、平成26年9月30日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討いたしましたところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することにいたします。
続きまして、2番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

2番は、申請人が農家住宅建設により転用されるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請人はこの申請地で昭和48年に開発許可を取り、建築確認申請を行って建築したと思われていましたが、実際の許可申請は今回申請地の隣地北側782番であり、間違えたまま現在の場所に建築されていたものです。事実を最近知ったとはいえ無断転用には変わりはないことを深く反省され、始末書の提出をされております。申請人の転用計画は畑の1筆、694㎡で、農業用倉庫を含む農家住宅の建築になります。給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。以上、先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、この案件は間違っただけで転用されたものの、立地条件及び転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、3番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の20番と関連になります。個人住宅建設のための転用許可申請です。申請地は相続により取得した農地で、隣接する伯父の土地と合わせて42

8 m²の農地に個人住宅を建設する計画です。農地区分は10 ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は木造2階建て個人住宅1棟、建築面積62.75 m²で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、申請地には親の代に既に老朽化した住宅を建てており、無断で建築したことは深く反省され、始末書の添付もされております。また、建てかえのため開発許可は不要です。工事計画は平成26年10月1日から平成27年3月31日までの5ヶ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討いたしましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、4番。

2 1 番 山口謙蔵委員

2 1 番委員。

4番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

4番は、貸し資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は、10 ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、貸し資材置き場として転用で、土木建設業を営む松本建設株式会社が、砂利、建設資材置き場の管理道路などと利用するもので、妥当な面積かと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除は問題ありません。工事計画は平成26年10月1日から平成27年4月30日までの7ヶ月間の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周囲の農地への影響など一般基準の

面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、5番。

31番 村上正春委員

31番委員。

5番、6番について、地区委員会での協議状況を報告します。

5番は、申請人が所有する農地959㎡のうち762㎡に農家住宅を計画されたものです。申請地は先日地区委員会で現地調査を行いました。北部総合出張所より500m以内の距離に所在する農地であるため、第2種農地と判断されます。申請人は、現在の住居が国道3号線バイパス用地として収用されるため、今回申請されたものです。計画に関する移転費用は移転補償費で賄われ、補償証明も添付されております。工事期間も妥当だと判断されます。隣接する農地の所有者との協議も済んでおり、排水同意も得られております。

6番は、申請人が個人住宅を計画される申請です。申請地は、10ha未滿の広がりのない農地のため、第2種農地と判断されます。申請人は現在借家にお住まいですが、お子さんの成長に従い手狭となったため、集落内開発制度地区内の申請地に住宅を計画されました。計画を賄う額の融資証明も提出されております。工事期間も妥当な期間だと判断されます。開発許可が条件ですが、事前の協議も進められており、隣接する農地はなく、排水同意も提出されております。

以上2件、先日の地区委員会での現地調査の結果、協議の結果、転用許可基準は満たされると判断されます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より5番、6番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

続きまして、7番。

27番 高群藤雄委員

27番委員。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

7番は、農家の方が農業資材置き場と駐車場を設置される申請です。倉庫が手狭となり隣接地に計画されました。農地区分は10ha以上の広がりのある1種農地と判断されますが、集落に接続するため不許可の例外に該当すると思われれます。既に自家用車の置き場として利用されており、現状のままで使用されるため工事等の予定もありません。申請地は既に利用され、反省している旨の始末書が提出されています。転用面積については、農業資材置き場と駐車場5台分で必要な面積と判断されます。排水同意も添付されています。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準により検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、4番と5番、それに30番が取り下げとなりましたので、27件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番から6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から3番までは関連で、宅地分譲計画に伴う仮設道路への一時転用申請です。農地区分は、上下水道管が埋設する道路の沿道であり、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設があるため第3種農地と判断されます。土地利用計画は、既存市道が通勤、通学路であることから、工事期間中の交通渋滞改善及び歩行者の安全確保を図るため、

市道と並行する農地の一部を仮設道路として一時的に転用されるものです。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。一時転用期間は平成26年10月20日から平成27年12月30日までで、工事完了後は、農地の状態へ復帰されることを確認しております。

続きまして6番は、お父さんの農地を娘さんが使用貸借して個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は個人住宅1棟で、転用面積といたしましては適正な面積と判断されます。前面に水路がありますので通行のために橋を架けることを計画されており、関係機関との調整中でございます。資金計画、給排水計画、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年5月30日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認いたしております。開発許可につきましては市開発景観課と協議中でございます。

以上、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討いたしましたところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、7番。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

7番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、建設業を営む譲受人が農地を取得し資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、土木建設資材、砂利、碎石等の資材置き場として利用する計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年3月20日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準

の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、8番。

3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

8番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番と9番は関連で、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は妻と子供の3人家族で借家に住んでいますが、小学校も近くにあり通学にも便利で、また、月々の家賃と住宅ローンの返済金がほとんど変わらず、将来のために住宅の新築を計画されました。土地利用計画は、転用面積364㎡で1棟2階建て162.30㎡の建築です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、10ha未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことです。

10番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は城山下代二丁目にある借家にお住まいですが、部屋が手狭になったため、また、今後より良い生活環境を築くため、この地に住宅の建築を計画されました。土地利用計画は転用面積278㎡で、個人住宅1棟2階建て96.05㎡の建築及び公衆用道路17㎡です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、10ha未満の小集団の農地で生産性の低い2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことです。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より8番から10番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、11番。

16番 南順二委員

16番委員、南です。

11番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、太陽光発電設備への転用申請で、地上権を設定されるものです。農地区分は、中山間地の生産力の低い農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、発電規模200kw、太陽光パネル800枚を設置される計画です。資金計画は全額融資により賄われる計画で、銀行の融資証明の確認をいたしております。周囲の状況は、北及び東側は畑、南側が畑及び一部道路、西側が道路及び一部宅地で、隣接農地の地権者からの同意もとられています。排水計画は雨水のみで地下浸透により処理され、オーバーフロー分は施設内に排水溝、集水枥を設置し、南側市道側溝に排出される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、12番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

12番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、申請人が個人住宅建設のため所有権移転をされるもので、

農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。申請人は現在マンション住まいで、子供の成長に伴い年々手狭になってきたため持ち家を計画され、この申請地は子供の教育に適した閑静な住宅地であるため選定されたものです。転用計画は、畑の1筆252㎡、木造2階建てで、建築面積136.21㎡の個人住宅1棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成26年10月10日から平成27年4月30日までの約6カ月間を予定されております。

13番も、申請人が個人住宅建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。また、集落内開発指定区域でもあります。申請人は現在マンション住まいで、来年度子供が生まれる予定であって持ち家を計画され、申請地が申請人の職場に近く静かな場所であるため選定されたものです。転用計画は、畑の2筆、計502.72㎡（道路後退部分370㎡を含む）、木造平屋建て、建築面積116.76㎡の個人住宅1棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。開発許可については開発景観課から事前審査の回答を受けておられます。工事期間は、平成26年10月10日から平成26年12月31日までの約3ヶ月間を予定されております。

14番の申請人は前の13番の親で、隣地に同じ個人住宅建設のため同じく所有権移転されるもので、農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。また、集落内開発指定区域でもあります。申請人は現在天草で両親と一緒に住んでおられますが、今回息子家族が持ち家を計画されたのに伴い、申請地が子供の近くで便利であると思われて選定されたものです。転用計画は、畑の2筆、計487.20㎡に木造平屋建て、建築面積69.56㎡の個人住宅1棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などについては問題はありません。開発許可については開発景観課から事前審査の回答を受けておられます。工事期間は、平成26年10月10日から平成26年12月31日までの約3ヶ月間を予定されております。

15番から19番は関連で、建て売り住宅建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。また、集落内開発指定区域でもあります。申請地の周辺は住宅化が進み生活に便利な住環境であるため、この土地を選定されたものです。申請の転用計画は、田の6筆、計2,029㎡に木造スレート2階建て、建築面積51.3㎡の建て売り住宅9棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害

防除においても問題はありません。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、許可日から平成27年5月20日までの約8ヶ月間を予定されております。

以上8件、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、12番から19番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、20番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

20番は、第4号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請の3番と関連になります。個人住宅建設のための転用許可申請です。申請地は譲受人の伯父の土地で、譲受人が相続により取得した農地と合わせて428m²の農地に、個人住宅を建設する計画です。農地区分は10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は木造2階建て個人住宅1棟、建築面積62.75m²で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、申請地には無断で小屋を建築していたことを深く反省され、始末書の添付もされております。建て替えにつき開発許可は不要です。工事計画は、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの5ヶ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施行されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、21番。

21番 山口謙藏委員

21番委員。

21番から22番について地区委員会の協議状況を報告いたします。

21番は、使用貸借権設定による個人住宅の転用申請です。申請地は貸し人である父親の実家に近く、子供の成長に伴い建築されるものです。農地区分は10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に相当するものと判断しました。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積100.26㎡で妥当な面積だと思われます。開発許可が必要になりますが、開発景観課の事前審査の回答書が添付されております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成26年10月10日から平成27年3月31日までの6ヶ月の予定です。許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

22番につきましては、資材置き場のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に相当するものと判断いたしました。土地利用計画は、譲受人が所有権を取得した上で、代表を務める江藤工業株式会社が、土木工事の関係で砂、砂利、コンクリートの製品置き場、重機、トラックの置き場として利用するもので、妥当な面積かと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成26年10月1日から平成26年12月31日までの3ヶ月の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周囲の農地の影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ただいま、21番から22番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、23番。

31番 村上正春委員

31番委員。

23番から25番について地区委員会での協議状況を報告します。

23番は、申請人が父親から農地を使用貸借し太陽光発電設備を設置される転用許可申請です。申請地は、先日地区委員会で確認しましたが、10ha未満の小集団の農地であることから第2種農地と判断されます。転用面積については、計画される太陽光発電設備設置、保守管理に必要な面積で、工事期間も妥当な期間だと判断されます。また、費用を賄う融資証明も添付されております。現地は道路と雑種地に囲まれた隣接する農地であります。雨水については排水同意も得られております。

24番は、申請人が収用移転のため農地を取得し、貸し工場と貸し駐車場とにされる転用申請です。先日地区委員会で現地調査をしましたが、申請地は北部町工業団地内に1筆だけ残された農地であるため第2種農地と判断されます。申請人は現在、自己所有の土地で、自ら代表する法人に土地・建物を使用させ金型工場を営んでおられますが、その土地が西環状道路で予定地とされ収用されるため、新たに事業用地が必要となるためほかに取得する土地がなく、申請地に計画されたものです。転用面積については、経営される法人に貸す工場と従業員専用駐車場、入居することになる工場内事業者の事業用車両及び従業員車両用に、貸し駐車場として必要な面積を確保するもので、妥当な面積だと判断されます。工事期間も妥当ではないかと判断されます。また、費用については全額収用補償費で賄われますが、必要な額の補償費証明が添付されております。現在は周囲は全て工業団地内のため隣接する農地はありません。進入用に必要な土地の使用許可も得られております。排水同意書も添付されております。

25番は、申請人が農地を購入し資材置き場とされる申請です。申請地は、先日の地区委員会で確認しましたが、市街化区域内に隣接する10ha未満の小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。農地を分断する転用ではありません。申請人は隣接地に太陽光発電設備を設置されており、その管理・運営のために必要な面積で、費用を賄う資金証明も添付されております。隣接する農地所有者との協議も済み、同意書も得られております。雨水の排水同意も得られております。

以上3件、先日の地区委員会における現地調査、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されます。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、23番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、26番。

27番 高群藤雄委員

27番委員。

26番から29番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、建設業者が、工事のための現場事務所と資材置き場のための一時転用及び一部転用の申請です。農地区分は、隣接県道に上下水道があり、申請地から500m以内に2以上の保育園、医院が存在するので3種農地と判断されます。申請人は農地法に疎く、申請地は既に利用され、反省している旨の始末書が提出されています。なお、申請人には厳しく指導を行いました。隣接する農地は貸し人の農地です。排水同意も添付されています。転用期間は許可日から12月30日までの計画で、転用面積は327番の一部、1,285㎡です。

27番は、個人住宅のための申請です。農地区分は、隣接市道に上下水道が整備され、申請地から500m以内に2以上の学校、病院が存在するため3種農地と判断されます。集落内開発区域内の土地で開発許可も同時に申請されます。排水同意書も添付されています。隣接農地の同意もとられています。転用面積は、建物及び駐車場の規模から適正なものと判断されます。工事期間は許可日から来年10月1日までの予定です。費用は全額融資で賄われ、融資証明が添付されています。

28番も個人住宅のための申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。集落内開発区域内の土地で開発許可も同時に申請されます。排水同意書も添付されています。隣接農地は貸し人の農地です。転用面積は、建物及び駐車場の規模から適正なものと判断されます。工事期間は許可日から来年3月31日までの予定です。費用は全額融資で賄われ、融資証明が添付されています。

29番も個人住宅のための申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されますが、集落に接続するため不許可の例外に該当すると思われます。集落内開発区域内の土地で開発許可も同時に申請されます。排水同意書も添付されています。隣接農地は貸し人の農地です。転用面積は、個人住宅、駐車場の規模から適正なものと判断されます。工事期間は許可日から来年3月31日までの計画です。費用は事業費を賄う残高証明、融資証明で確認しました。

以上4件、先の地区委員会での現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。また、26番を除きいずれの案件も、許可後は速やかに施工されることを確認しております。以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、26番から29番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に、第6号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(6号)についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から3番までの合計3件でございます。全て相対による売買です。面積は3件合わせまして、田3,634㎡、畑1,298㎡の合計4,932㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細17ページの4番から25ページの15番までで、貸し手12名、借り手12名の件数12件です。契約期間別では、6年未満が2件、6年以上10年未満1件、10年以上が9件で、面積は12件合わせまして、田3万243㎡、畑4万7,684.84㎡の、合計7万7,927.84㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、果樹、施設野菜及び飼料作物です。

最後に、再設定分です。明細26ページの16番で、貸し手1名、借り手1名の件数1件です。契約期間は6年未満で、面積は田のみの5,657㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、

利用内容といたしましては露地野菜です。

以上、1番から16番につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案の説明につきましては、以上です。

議 長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

1番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明する願い出です。願出人は、これらの農地については花を作付けておられることを、担当農業委員が確認しております。

先日の地区委員会で検討しました結果、この証明については、何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願でございます。

す。2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番と2番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、願い出の農地につきましては現在花を植えつけ中であることを、地元農業委員が確認しております。

続きまして、2番も相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、お勤めの傍ら農業に従事されており、願い出の農地につきましては現在、米、大豆を植えつけ中であることを、地元農業委員が確認しております。

以上2件、どちらも全農地について願出人自らが引き続き農業経営を行っており、先の地区委員会においては、証明することに対し何ら問題はないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第9号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について、審議をお願いいたします。農業政策課担い手推進室の説明を求めます。

農業政策課 　　農業政策課でございます。本日は大変お世話になります。

本日は、第9号議案ということで議案提出させていただいております。担当のほうから詳しい説明をさせますのでよろしくお願いしたいと思います。

その前に、私のほうから簡単に概要だけご説明申し上げます。今回の議案につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴いまして本市の基本構想を改正したいということで、その改正案をつくったところでございます。農業委員会の意見を聞く必要がございますの

で、この場に出ささせていただいたところでございます。担当のほうから説明させますのでよろしく願いいたします。

農業政策課担い手推進室

農業政策課担い手推進室の田上と申します。私のほうから9号議案の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見についてということで、改正内容等を説明したいと思っております。申しわけありませんけれども、着座にて説明させていただきます。

今回の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の主な見直し概要ということで、資料を用意しております。詳しい文言等中身につきましては、事前に新旧対照表という形でご送付させていただいております。主な改正点についてご説明をしたいと思います。

そもそもこの基本構想の見直しの理由なんですけれども、これまで就農希望者が就農したいという場合に就農認定というのを、これまででは県知事、県のほうでの認定を受けて就農認定者という位置づけで、資金等の借り入れができるような対象者となるというような取り組みがあったわけなんですけれども、この根拠となる青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法、これが4月に廃止になりまして、これまで都道府県が、就農計画の認定業務をやって就農支援資金の申請等を受け付けていたんですけれども、この部分が今回、農業経営基盤強化促進法、改正法の施行日が平成26年4月1日、この中に就農認定の根拠法令が加わりまして、一部改正となっております。これを受けて農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の作成が、市町村で必要となりました。市町村が青年等就農計画の認定業務を行うに当たって、この基本構想に基づいて行わないといけないということで、この経営基盤強化法に基づいて基本構想を改正しております。今後、市町村が認定した認定新規就農者が、今後、青年就農給付金とか青年等就農資金の申請の対象となります。

主な基本構想の改正内容ということで、まず基本構想の第1として、青年等の労働時間、農業所得の数値目標を追記ということで、これまでであった基本構想の中に新規就農者の5年後の目標の数値を加えております。年間農業所得が主たる従事者1人当たり250万程度、年間労働時間が主たる従事者1人当たり2,000時間程度ということで、これを5年後の目標として青年等就農計画を作ってください、市の方で認定をするという流れになります。また、新たな農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に向けた取り組みを追記ということで、市町村の方で青年等が就農相談にいられてから就農が定着するまでの支援とか指導の内容等の取り組みを、本構想の中に明記しております。また、市内の各区におけるそれぞれの地域ごとの就農支援策とかそういう取り組みを、この中に明記しました。

次に、基本構想第2の2として、青年等が目標とすべき農業経営の指標を追記ということで、本市の新規就農者の経営実態を踏まえて県の基本方針等をもとに22類型を掲載ということで、いろいろな地区ごとに土地利用型農業の米、麦、大豆とか施設園芸とか様々な営農類型があるんで、目安となる22の営農類型について希望の目標値とか、そういった面積の要件等を作りまして、これを元にそれを目指してもらうような指導を今後行っていくということになります。

基本構想の第4として、これは農業経営基盤強化促進事業に関する事項になってくるんですけども、4月に農地中間管理機構が設置されたことに伴いまして、公社が行っていた農地保有合理化事業が廃止されて機構の方で特例事業を行うということで、そのことを追記しております。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に向けた取り組みを追記ということで、今後、青年等の就農計画の作成を促して、青年就農給付金や青年等就農資金等の支援策を行う取り組みを明記しました。また、青年等の就農促進、定着に関しては、今後も県の農政事務所、またはJA、農業委員会の皆様と役割分担の上、連携体制をとっていくということで明記しております。

基本構想の第5として、農地利用集積円滑化事業に係る事項として、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携を追記させていただきました。内容は、農地中間管理機構との連携強化を図り、利用権設定や所有権移転の促進を行って、担い手への農地集積を今後推進していくという内容を追記させていただきました。

以上です。

議長 　　ただいま、担い手推進室長から第9号議案、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の変更についての説明がありました。何かご意見ございませんか。

議長 　　それでは、第9号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に、農業委員会として異論なしと回答することに、ご異議ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、第9号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案については、異論なしとして回答することに決定いたします。

次に、第5の報告事項に入ります。職員の任免で事務局から報告があります。

事務局

それでは、事務局の方から報告させていただきます。

職員の任免についてです。1枚紙をお配りしてあるかと思います。職員の任免ということで、南区分室の参事は、平成26年5月29日から8月31日まで休職というふうに発令しておりましたけれども、休職期間を11月30日まで更新ということでございます。それから本庁の主任主事ですけれども、同職員についても26年5月29日から8月31日まで休職ということで発令されておりましたけれども、発令内容としては復職ということになっております。発令年月日はいずれも9月1日ということでございます。

以上です。報告を終わります。

議長

次に、次第6のその他については、本日特にございませませんが、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句等、その整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたしました。

事務局

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時33分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成26年9月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 南 順二

署名委員 角田 一誠

書 記 水上 賢崇